

## 京都都市計画特別用途地区の変更（向日市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
娯楽・レクリエーション地区	約5.7ha	規制内容は、向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例による。
特定大規模小売店舗制限地区	約54.9ha	規制内容は、向日市特定大規模小売店舗制限地区建築条例による。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」